

繊維産業における責任ある企業行動実施宣言（ひな形：下請型）

当社は、日本繊維産業連盟が作成した「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って、当社製品の製造に関与する、外国人技能実習生を含む当社の労働者の人権を尊重すべく、以下の行動を実施することを宣言します。
（注1）

1. コミットメント及びステークホルダー・エンゲージメント

人権を尊重する責任が企業にあることを踏まえ、人権尊重に関する経営トップによる方針（コミットメント）を策定し、公に宣言し、経営システムに組み込みます。

また、コミットメントに基づき、当社従業員とのエンゲージメントを進めることで、人権を尊重する責任を果たす社内基盤を作っていきます。

2. チェックリストによる人権リスクのチェック

同ガイドラインの別冊「チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について」を活用して、当社における人権リスクをチェックしていきます。

3. リスクの防止、軽減にむけた行動

人権リスクをチェックした結果、対応すべき課題があった場合は、人権リスクの深刻度に応じた優先順位をつけ、優先順の高いものからその防止、軽減に向け必要な行動をします。

4. PDCA

人権リスクの防止、軽減に向けた行動については、その効果が有効に存続しているかを継続してモニタリングします。モニタリングの結果、新たな人権リスクがあった場合には、その防止、軽減に向け必要な対応を行います。

5. 情報公開

当社における人権の尊重の取り組みについては、当社のウェブページがある場合はウェブページにて公表します。それ以外の場合は、主たる事務所に掲示し、公表します。

2023 年 10 月 16 日

(株) タクト野田

企業名

代表取締役会長 野田 豊

役職・氏名（代表権を有する者）

（注1）各項目について、具体的な取組事例があれば、できる限り記載してください。

（注2）ウェブページ以外の方法で公表する場合は、具体的な公表方法を記載してください。